

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆災害により被災した保育所等への対応について （厚生労働省）

令和2年7月6日、厚生労働省は、7月3日からの大雨による災害に伴い、災害時要配慮者の受入れにかかる緊急的対応及び職員の確保等について、事務連絡を発出しました。

なお、今般の豪雨等の災害により、一部地域において保育所・認定こども園等関係の被害も確認されていますが、現在、詳細について情報収集を行っています。

本事務連絡の主な内容は下記のとおりです。

詳細は、別添の資料をご参照ください。

※各事務連絡から抜粋。下線、太字は全国保育協議会事務局付記。

（別紙1）

「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」  
（事務連絡、令和2年7月6日）

- 1 令和2年7月3日からの大雨による災害の発生に伴い、避難生活が必要となった**高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありません**ので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
- 2 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、**職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう**、必要な対応をお願いいたします。  
また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。  
厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。
- 3 なお、こうした対応を行っていただく際には、**新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底していただくよう**お願いいたします。

(別紙 2)

「令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害の発生に伴う保育所等の人員、設備等の基準の取扱いについて」(事務連絡、令和 2 年 7 月 6 日)

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害の発生に伴い、被災地域における保育所等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」(令和 2 年 7 月 6 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課・社会・援護局福祉基盤課・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・老健局総務課連名事務連絡)に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

被災地域への保育士等の派遣等の措置を講じたことに伴い、派遣元の保育所等において、保育士等が一時的に不足し、人員、設備等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で御配慮いただきますよう、関係市町村や保育所等、保育関係団体に周知をお願いします。

(別紙 3)

「子ども・子育て支援に係る災害対応について (周知)」  
(事務連絡、令和 2 年 7 月 6 日)

#### 1. 被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額について

子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 24 条第 1 項等の規定により、教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等において、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分につきましても国と地方の補助割合に従い補助対象とすることとしております。

については、被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額について、特別の御配慮をお願いします。

#### 2. 利用定員について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 22 条及び第 48 条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨定められております。

については、各施設等における利用定員の弾力化について、特別の御配慮をお願いします。

3. 被災により特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について

被災により特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合、休園等期間中に係る利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行うこととして差し支えありません。ただし、当該施設等において、臨時休園等に伴う利用料の減額もしくは返金が認定保護者に対して行われた場合には、減額もしくは返金後の利用料が施設等利用費の支給対象となります。

なお、特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯については、臨時休園等期間中の日数も含めるものとします。

また、当該臨時休園等期間を含む月に日割り計算を行う場合の支給上限額の算出に当たっては、別紙のとおりとします。

(別紙)

特定子ども・子育て支援施設等の臨時休園等期間を含む月に日割り計算を行う場合の支給上限額の算出について

【新制度の対象となっていない幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校（法第7条第10項第2号及び第3号に掲げる施設）】

幼稚園等が臨時休業とした期間も施設等利用費の対象とします。

なお、幼稚園等が臨時休業とした月に日割り計算を行う際の「その月の開所日数」については、一部の学年・学級で臨時休業とした場合を含め、休業期間外における取扱いと同様に「その月の平日の日数」を開所日数として計算することとします。

【国公立私立の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業（法第7条第10項第5号に掲げる事業）】

支給上限額の算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むこととします。

【認定こども園、幼稚園、特別支援学校の利用者が預かり保育事業の他に認可外保育施設等（法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）の利用料が無償化の対象となる場合】

支給上限額の算出上に関する取扱いに変更はありません。

【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）】

支給上限額の算出上に関する取扱いに変更はありません。